

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第19号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)



北電に追随することなく、新裁判長は早期結審を!

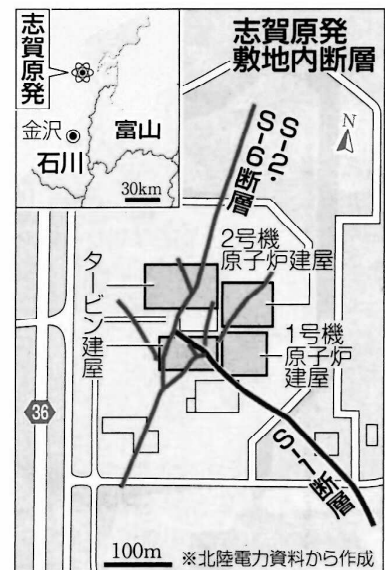
弁護団事務局長 中田 博繁

2016年4月、原子力規制委員会により設置された有識者会合が取りまとめた評価書を原子力規制委員会が受理しました。評価書というのは、志賀原発の敷地内にあるS-1断層（1号機原子炉建屋直下にあります）とS-2・S-6断層（2号機タービン建屋直下にあります）とが、活断層にあたるものなのか否かについての評価を記したものです。

この評価書が受理されたことを受けて、われわれ弁護団は、評価書を証拠として提出するとともに、その専門的内容をわかりやすくかみ砕いて裁判官の理解を促すべく準備書面を複数提出し、提出のたびに法廷でパワーポイントを使い図面や写真を示して書面の要約を述べてきました。

これに対して、被告北陸電力側は、6名の大学教授による意見書を合計9通提出し有識者会合が取りまとめた評価書が誤りであると主張するとともに、有識者会合のメンバーは専門性を欠き不適切だなどと主張しています。

しかし、原子力規制委員会自身が選んだ有識者会合のメンバーが不適切などというのは、不合理な主張と言わざるを得ません。また、この訴訟で問題とされるべきは、「学問的に見て」評価書が正しいか、北陸電力の依頼した大学教授の意見書が正しいかではありません。われわれの安全が学術論争に委ねられていいはずがありません。有識者会合のメンバーはもちろん活断層評価の専門家ですが、北陸電力の依頼した大学教授も専門家なのかもしれません。そうだとすると、専門家の中でも評価が分かれるということが問題なのです。活断層でないという専門家もいるかもしれないが、志賀原発の敷地内断層が活断層だという専門家もいる。一定割合の専門家が活断層があると評価する場所で原発を運転することは、



【口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

- ◇期日 第25回…1月22日（月）第26回…3月26日（月）午後2時～
- ◇集合 午後2時15分（兼六公園下・白鳥路利家像前）～裁判所まで行進
- ◇会場 金沢地裁（口頭弁論）⇒金沢弁護士会館2F（報告集会）

そのこと自体が危険でわれわれの安全を脅かしていると主張しているのです。しかも、活断層だと評価している専門家というのが、有識者会合のメンバーなのです。

われわれ弁護団としては、評価書の内容及び評価書こそが裁判所の判断にとって重要であることを主張した上で、原告側の主張は尽くしたと述べました。一方、被告側は評価書の結論をくつがえそうと、評価書で指摘されている追加調査を実施して主張を続けたいと述べています。

こうした訴訟上の攻防の中、今年3月、これまで審理を担当していた裁判官3名全員が異動になり、4月からは新たに金沢に赴任してきた裁判官3名が審理を担当しています。この裁判の記録は専門的かつ膨大です。これまでに原告側の準備書面は54通、被告側の準備書面は32通出され、証拠も双方が多数提出しています。裁判官が一から記録を読み込み訴訟進行にあたっての一定の方針を出すにはある程度の時間がかかるのはやむをえません。そこで、われわれ弁護団としても新しい裁判官にかわって最初の期日（7月）には、この訴訟の最重要争点である敷地内断層の問題に絞ってプレゼンテーションをしました。そして先日、2回目の期日（10月）に、結審を求めたのです。しかし、残念なことに裁判所は結審しませんでした。

このときに裁判所が被告側に指示したのは、北陸電力が行っている追加調査の全体像を示すこと、現状どの程度調査を終えているのか、主張にいつまでかかるのかの見通しを具体的に書面で提出することでした。そして、次回期日（来年1月）には、裁判所は被告側から書面の補足説明を聴くとともに、原告側の意見も聴く。その上で、裁判所において、どの段階で結審するかを含め今後の審理方針を判断するということになっています。

われわれ弁護団は、裁判所に対し、これまでも繰り返し早く判断を示してもらいたいと要望してきました。これからも、被告の追加調査に延々とつきあわされることは不当なこと、まして原子力規制委員会で行われている適合性審査（2号機について北陸電力が運転の許可を求めている審査）の結果を待つなどというのは裁判所の職責の放棄であり許されないことをより強く主張し、一日でも早い原告勝訴の司法判断を求めていきます。

大飯控訴審、審理尽くさず強引に結審

大飯原発運転差止訴訟原告団長 中畷 哲演

山本決定を覆し、樋口判決も？

11月27日、福井県の西川知事は大飯原発3、4号機の再稼働に同意した。同機の運転差止めの福井地裁判決がまだ生きており、控訴審の間近な判決すら待ち切れず。「行政面での判断は別次元のこと」と西川知事。はたしてそうだろうか。

本訴訟では上級審の最終判決が出るまで効力をもたない（素人の私には理解できない）ようだが、隣県の天津地裁の山本仮処分決定では、稼働中の高浜原発を停止させる実効力をもった。原発マネーに汚染された地元自治体や立地県の「地元同意」のみで、原発推進のあらゆる手続を強行突破してきた原子力ムラ・行政にとって、後者の決定がいかに衝撃的であったかが伺い知れよう。



大津地裁の決定を覆し、旧来の「地元同意」の枠組みに復帰させた大阪高裁の決定。画期的な福井地裁の樋口判決も、名古屋高裁金沢支部の判決によって覆されるのだろうか。

内藤裁判長が強引に結審

同高裁金沢支部の内藤正之裁判長は、11月20日の第13回公判で強引に結審、判決期日を後日指示するとの異例の宣言。その期日当日とそこに至るまでの弁護団・原告団の尽力の日々を振り返るにつけ、私は言葉を失った。

内藤裁判長は自ら被告関電弁護団に発言を促し、彼らの「主張立証は尽くした。本日結審を」という数言を優先して結審を宣言したのである。記者会見の席で私は思わず「関西電力のサーヴァント（召使い）」という印象を口に出してしまったのである。

原告側の弁護団が提出した文書（書証説明）は580点に及び、その主要なプレゼンも毎回の公判で行なった。ちなみに、被告弁護団の文書提出は286点。法廷でのプレゼンは皆無。ただ、内藤裁判長が唯一採用



閉廷後の報告集会(11/20金沢弁護士会館)

した証人、島崎邦彦氏（元規制委員会委員長代理）の反対尋問の時だけは、本質的な論点は回避しながら、細部の揚げ足を取るような尋問を行なったくらいの記憶しか私にはない。福島被災者を含む原告たちは、毎回の公判で意見陳述、原告席から裁判長に向かって審理を尽くすよう直接訴えもした。

とくに島崎証言で明らかにされた、①被告の地盤調査の問題点、②基準地震動の過小評価、③安全審査の欠陥など、生データの提出や各専門分野の有力な証人尋問によって解明する必要があったにもかかわらず、内藤裁判長はことごとく退けてきたのである。

法廷外でも、本訴訟を支えた「福井から原発を止める裁判の会」は、県内外の市民たちにもよびかけて、例えば8～10月に金沢市街でのデモや裁判所前での集会で、審理を尽くすよう強くアピールした。同会の「かたくり通信」も30号を超え、全国に情報発信を続けている。

「再稼働反対」の世論に依拠しながら

大飯原発3、4号機が仮に1年間再稼働すると、約200億KWhを関西都市圏へ送電し、約4千億円の電気料金を関西電力は得ることになるが、その2機の原子炉内には、広島原爆2千発分の死の灰と長崎原爆60発分のプルトニウムを生成・増加・蓄積することにもなる。

その五重の壁の中味を放出したのが「フクシマ」であり、大地動乱の周期に突入している地震列島において、「第二のフクシマ」が万が一にも起こらないと、本当に保障できるのだろうか。

「…人口が少なく電力消費も少ない地域の人々に危険や汚染を負担させる一方で、結果として原子力発電からの電力に依存してきた大都市圏の人々の無関心を引き起こす」（2012年4月日本学術会議）という指摘を、フクシマの風化が進んでいる今日、はたして否定できるのだろうか。

「再稼働反対」という国民過半数の潜在的な世論だけは、まだ健在である。そのことに依拠して、全国の反・脱原発訴訟と連帯しながら、本訴訟に挑み続けたい。

年末カンパのお願い



原告らの慎重審議の要請を蹴飛ばして結審を宣告した高裁金沢支部での大飯控訴審。

私たちの志賀原発訴訟では、審議は尽くされたとして早期結審を求めています。裁判長の交代と被告北陸電力の裁判引き延ばしの中で、結審の時期は見ていません。裁判は今しばらく続きますので、改めてご支援のほどよろしくお願ひいたします。

さらなる活動を支えていくため、年末カンパにご協力ください。金額はいくらでも結構です。お手数ですが、下記の方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

【あしがき】

北陸電力はマスコミ発表の前日に必ず、プレスリリースを議員宅へ配布しています。今回は解説付きでした。例の夜間電力利用の温水器利用家庭の料金値上げです。わが家は該当しませんが、出力調整のできない原発で、お得な深夜電力は果たしてお得であったのか。

福島事故の2～3年後に町内の電気設備屋さんから聞いた話ですが、「お得な夜間電力を使った温水器の設置を勧める広告を出さないか、費用は北電が持つから」と打診されたとか。さすがにこの時期に出すのはまずいと思い断ったそうです。(原告団事務局長 堂下 健一)

原子力発電の仕組みとは、歴史とは、それを支える日本の歴史構造とは。否定する人・推し進める人。避難生活を送る人たちは…

日本と原発 4年後

製作・監督：河合弘之（弁護士）

上映とトークin金沢

2月3日(土) 12時30分～
石川県女性センター1Fホール
前売券…1,000円(高校生以下無料)

共催: さよなら! 志賀原発ネットワーク/ 志賀原発を廃炉に! 訴訟原告団